



一般財団法人 日本医学物理士会 実務講習会に関する細則

2024年2月22日

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会が開催する実務講習会について、必要な要件を定める。

(実務講習会の形式)

第2条 実務講習会は、実務形式を主体とし、eラーニングなどの講義と併せて実施することで、医学物理士の業務の理論及び実践を学ぶことを目的とする。

(実務形式の定義)

第3条 実務形式とは、講師の監督下で講義の対象となる装置、測定器、ソフトウェアもしくはツールを参加者が自ら使用し、医学物理士の定期業務を実践的に学習することを主体とする形式とする。

(実務講習会の実習時間)

第4条 実務講習会における講習時間は1日以上とし、実務形式の講習時間が講習会全体の半分以上であることとする。

(参加人数の制限)

第5条 参加人数の制限は設けない。ただし、講師と議論しながら実務を学ぶことを目的とする講習会であるため、適正な参加人数で実施する。

(確認試験の実施)

第6条 実務講習会の終了後、参加者の講義内容に対する理解度を確認するために、一定の合格条件を付した試験を実施する。

(補則)

第7条 本細則は、理事会の決議を経て変更することができる。